

○遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する事務処理要領

令和5年4月13日

交 総 第 3 6 8 号

警 察 本 部 長

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する事務処理要領の制定について（通達）
みだしのことについては、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）が令和5年4月1日より施行され、遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されたことに伴い、別添のとおり遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する事務処理要領を制定し、令和5年4月13日から実施するから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の規定に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出、遠隔操作型小型車の使用者等に対する指示等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第3 届出の受付に関する事務

1 届出の受付

交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、遠隔操作型小型車の使用者（以下「使用者」という。）から法第15条の3に規定する届出（以下「届出」という。）があったときは、これを受け付けるものとする。

2 警察署において届出が提出された場合の措置

警察署長は、警察署において届出があったときは、これを受け付けることなく、届出をした者（以下「届出者」という。）に対し届出先（交通部交通総務課）を教示するとともに、交通総務課長に届出があった旨を連絡するなど、届出に伴う処理が速やかに行われるよう措置するものとする。

3 届出の受付に関する留意事項

- (1) 交通総務課長は、届出の受付に際し、速やかに法第15条の3第1項及び第2項並びに府令第5条の4に規定する届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）を確認の上、受付印を押印し、受付年月日を記入するものとする。
- (2) 交通総務課長は、届出書等に形式的な不備があったときは、届出を受け付けた上で、届出者に対して十分な教示を行い、届出書等の補正を求めるものとする。ただし、届出書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、職権で補正することができるものとする。
- (3) 交通総務課長は、届出書に記載された通行場所が他都県の区域にわたるときは、届出者に対し当該通行場所を管轄する全ての公安委員会に届け出なければならない旨を教示

するものとする。

4 届出事項及び添付書類の確認

交通総務課長は、届出事項及び添付書類の内容を精査し、遠隔操作型小型車使用届出書の受付チェック表（別記様式第1号）を参照して、届出の方法及び届出に係る遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行が法令の規定に該当しているかを確認するものとする。

5 使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地に関する他都道府県警察への通知

交通総務課長は、使用者の住所及び遠隔操作場所の所在地が通行場所と異なる都道府県である場合には、当該都道府県警察の遠隔操作型小型車の通行に係る届出を担当する部署に通知するなど、必要な情報共有を図るものとする。

6 警察署長に対する情報提供

交通総務課長は、届出を受け付けたときは、その通行が開始されるまでに、通行場所を管轄する警察署長に対して、届出事項等について情報提供するものとする。

7 届出番号等の管理及び通知並びに届出事項の変更に関する教示

(1) 届出番号等の通知

交通総務課長は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出を受け付け、当該届出事項が法令の規定に該当すると認めたときは、届出者を識別するための番号、記号その他の符合（以下「届出番号等」という。）を速やかに届出者に通知しなければならない。

(2) 届出事項の変更に関する教示

交通総務課長は、届出者に対し、届出事項を変更しようとするときは、変更後の遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行を開始しようとする日の1週間前までに公安委員会に届け出なければならない旨を教示するものとする。

(3) 届出番号等の管理

交通総務課長は、届出番号等について、届出番号等管理簿（別記様式第2号）により適切に管理するものとする。

第4 使用者に対する報告等の求め及び立入検査

1 使用者の事務所が他の都道府県に所在する場合の措置

交通総務課長は、使用者の事務所（以下「事務所」という。）が他の都道府県に所在し、法第15条の5に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）の実施に支障があ

り、又は支障があるおそれがあるときは、交通部長に報告の上、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）警察庁に連絡した上で、立入検査実施依頼書（別記様式第3号）に届出書等の写しを添付して、当該事務所が所在する区域を管轄する都道府県警察を通じて当該公安委員会に送付し、立入検査の実施を依頼するものとする。

2 通行場所管轄公安委員会から立入検査の依頼を受けた場合の措置

交通総務課長は、本県に所在する事務所に対し、通行場所を管轄する公安委員会からの依頼により立入検査を実施した場合は、立入検査実施結果通知書（別記様式第4号）を送付することにより、当該通行場所を管轄する公安委員会に結果を通知するものとする。

3 報告等の求め及び立入検査の実施結果の通知

交通総務課長は、法第15条の5に規定する使用者に対する報告の求め（以下「報告の求め」という。）又は立入検査を実施した場合（前記1の規定により事務所を管轄する公安委員会に立入検査の実施を依頼した場合を含む。）において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、立入検査にあつては立入検査実施結果通知書を、報告の求めにあつては報告等の求め実施結果通知書（別記様式第5号）をそれぞれ当該区域を管轄する公安委員会に送付し、実施結果を通知するものとする。

第5 使用者に対する指示等

1 使用者に対する指示

交通総務課長は、法第15条の6の規定に基づき使用者に対する指示を行うときは、交通部長に報告の上、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（別記様式第6号）を交付することにより行うものとする。

2 指示の内容

使用者に対する指示に当たっては、使用者が講ずべき措置を具体的に示すとともに、指示の内容は道路の通行に関する違反をとらえて将来における道路交通の危険と障害を防止するための是正措置を講じさせることを目的とするものであるから、違反行為と関連性があるものとする。

3 指示後の通報

交通総務課長は、使用者に対する指示を実施した場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるとき

は、指示実施通知書（別記様式第7号）に届出書等の写しを添付して当該区域を管轄する公安委員会に送付し、指示を実施したことを通知するものとする。

実施日

この通達は、令和5年4月13日から実施する。

別記様式第1号（第3関係）

届出者

受付番号

受付日

遠隔操作型小型車使用届出書の受付チェック表	
チェック項目	チェック欄
【届出事項】	
1 届出日	
届出は、通行を開始しようとする一週間前までにされているか。	
2 使用者の住所及び遠隔操作を行う場所の所在地	
使用者の住所及び遠隔操作を行う場所の所在地がそれぞれ日本国内であるか。	
3 通行場所	
(1)	通行場所は、管轄区域内（県内）であるか（複数の都道府県の区域にわたる場合は、他の都道府県公安委員会に届け出ているか。）。
(2)	「～番地から～番地までの間」と番地まで特定されているか（「～区域全域」など抽象的な記載ではないか。）。
(3)	遠隔操作型小型車を対象とする交通規制（自転車用道路、歩行者等通行止め等）により通行できない場所が含まれていないか。
4 遠隔操作のための装置、人員その他の体制	
(1)	遠隔操作のための装置として、次に掲げる事項等が記載されているか。 ア 遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器の概要 イ 前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法 ウ 非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法 エ 有線、無線の別（有線の場合のケーブルの長さを含む。） オ 通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法
(2)	遠隔操作のための人員として、次に掲げる事項等が記載されているか。 ア 遠隔操作者及びその補助を行う者の人数 イ 交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における安全確保措置を行うための人員配置
(3)	その他の体制として、次に掲げる事項等が記載されているか。 ア 二以上の遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合には、一人が操作することができる遠隔操作型小型車の最大数 イ 一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合には、遠隔操作者を事後に特定するための方法（配置状況のシフト表の様式等） ウ 遠隔操作者に対する教育・訓練の内容
5 運送される人又は物の運送の方法	
(1)	人を運送しようとする場合、乗車人員の安定性の確保の方法（車外への転落防止措置）が記載されているか。
(1)	物を運送しようとする場合、物を積載する場所及び物の固定方法（車外への転落防止措置）が記載されているか。
(2)	物を運送しようとする場合、運送しようとする物に鋭利な突出部がある場合その他歩行者に危害を及ぼすおそれがないか。

(裏面)

6 非常停止装置の位置及び形状		
(1)	他の操作を伴うことなく、押しボタンを押下することにより非常停止装置が作動するものか。	
(2)	押しボタンは、その最下部の地上高が60cm以上の高さに取り付けられているか。	
(3)	押しボタンは、2か所の場合、次のいずれかに該当するものが設置されているか。 ア 車体の上部前方及び上部後方（車体の前端から押しボタンの前端までの長さ と車体の高さの合計及び車体の後端から押しボタンの後端までの長さ と車体の高さの合計が、それぞれ170cm以下となる位置に限る。以下同 じ。） イ 車体の前面及び後面 ウ 車体の前面及び上部後方 エ 車体の上部前方及び後面	
	1か所の場合、車体の上部中央（車体の前端から押しボタンの前端までの 長さ と車体の高さの合計及び車体の後端から押しボタンの後端までの長さ と車体の高さの合計が、それぞれ170cm以下となる位置に限る。）に設置され ているか。	
(4)	押しボタンは、直径20mm以上の円形のもので、手のひらで容易に操作できるものであるか。	
(5)	非常停止装置の押しボタンと紛らわしい外観を有するものが取り付けられていないか。	
(6)	押しボタンは、赤色で、車体との境界部分が黄色であるなど、押しボタンを容易に認識できるものであるか。	
7 遠隔操作型小型車の大きさ、原動機の種類及び構造上出すことができる最高の速度		
(1)	遠隔操作型小型車の大きさは、長さ120cm、幅70cm、高さ120cm（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ）を超えていないか。	
(2)	原動機の種類は、電動機を用いているか。	
(3)	時速6kmを超える速度を出すことができないものか。	
(4)	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないか。	
【添付書類関係】		
(1)	届出者が住民基本台帳の適用を受ける者である場合は、住民票の写しが添付されているか。	
	届出者が住民基本台帳の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合は、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写しが添付されているか。	
	届出者が法人である場合は、登記事項証明書が添付されているか。	
(2)	遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面が添付されているか。	
(3)	通行場所の付近の見取図が添付されているか。	

確認者 職・氏名

別記様式第3号（第4関係）

<p>立 入 検 査 実 施 依 頼 書</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会</p> <p>当公安委員会の管轄区域内における遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して必要があることから、道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、貴公安委員会の管轄区域内に所在する下記の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に対して、警察職員による立入検査を実施願いたい。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 理 由	
立 入 検 査 で 明 ら か に す べ き 事 項 等	
備 考	

(注) 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号（第4関係）

立入検査実施結果通知書

公安委員会 殿

年 月 日

埼玉県公安委員会

当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知する。

使用者の 氏名又は名称	
住 所	
立入検査を 実施した 事務所の所在地	
立入検査を 実施した 理 由	
立入検査の 実施結果	
備 考	

（注）所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第5号（第4関係）

報告等の求め実施結果通知書

公安委員会 殿

年 月 日

埼玉県公安委員会

当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者に対して報告等の求めを実施した結果について、下記のとおり通知する。

使用者の 氏名又は名称	
住 所	
報告等の求めを 実施した 理 由	
実施等の求めの 実施結果	
備 考	

（注）所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第6号（第5関係）

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書

公安委員会 殿

年 月 日

埼玉県公安委員会

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（注）所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指 示 実 施 通 知 書

公安委員会 殿

年 月 日

埼玉県公安委員会

当公安委員会は、 年 月 日に遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して使用者に対する指示を実施したことから、下記のとおり通知する。

使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
備 考	

- (注) 1 遠隔操作型小型車届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。